

「不利益変更裁判」

被告準備書面出る

東京地裁で開始された「不利益変更裁判」ですが、前回2月4日付けの内容の無い「答弁書」が提出されましたが、今回、4月7日付けで「被告準備書面（1）」が裁判所並びに弁護士事務所に提出されました。また、この準備書面の分析と今後の対応を協議するため、4月12日に弁護士事務所対策会議を開きました。

会社はマジシャンか？

この準備書面の「第1はじめに」のところで、会社は「本件就業規則変更により被告従業員が受ける不利益など事実上皆無である」としています。しかし、経費削減効果として「4日分をすべて年休に振り替えた」と仮定した場合に、年間あたり日本支社で3,000万円以上、また、ジャパン株式会社を含めた日本全体では8,000万円以上のコストが削減できる」としています。さて、この3,000万円あるいは8,000万円は元々誰の物だったのでしょうか。誰も損を（不利益）しない、しかし、会社は3,000万円得をする。

また、上記削減効果は「最終的に従業員が退職する際に支払われる繰越年休の買取コストの節減を通じて得られる。その実現までには相当の時間を要する」として、「一時的な措置ではなく、恒久的なものとする必要があった」としています。一方で、年間3,000万円と言ひ、他方では、全従業員が繰越年休を持ったまま会社を辞めるまで、実現できないと言ひます。

未消化の有給休暇

会社の書面によると「・・・従業員のうち約22.7%については、繰り越した未消化の有給休暇日数と、2009年分として新たに付与された有給休暇日数の合計が40日を超えたため、有給休暇が消滅している（平均日数は約6.9日）」とし、「仮に、本件4日が会社休日でなくなったとしても、・・・代替的に残存している有給休暇を消化することにより、従前とまったく同様に・・・」としています。では、有給休暇をしっかりと消化した従業員は「代替的に残存している有給休暇を消化する」ことはできません。会社は私たちに確認できない平均値を使って、苦しい言い訳をしています。裏を返してみると、「40日を超えて有給休暇が消滅している人には不利益でなく、有給休暇が消滅していない人には不利益だ」と言っているのと同じです。

私たちがしっかりと有給休暇を消化し、休日を削除された不利益を被っているところを証明するために、裁判所へ「有給休暇について」と題して、書類を提出することになりました。後ほど、代議員を通して、組合員のみなさまに作成を協力していただきます。裁判所・書類・提出・作成などと言っていますが、内容は簡単に以下のようです。

- ① 年月日（記入した日）
- ② 住所（前回、読みにくい文字や間違っただけがありました、丁寧に正しく）
- ③ 氏名 + 印鑑
- ④ 原告番号（代議員を通して、各自にお知らせします）
- ⑤ 第1 2006（平成18）年6月1日から2009（平成21）年5月31日までの間に年次有給休暇の残余日数が40日を超えた状態で年度が変更となり、40日を超える年次有給休暇の権利を喪失させたことはありますか？

- 1 あります。
- 2 ありません。

第2（上記で回答が1の場合）その喪失した時点（年月）及び喪失した日数についてご説明下さい。（回答）

また、組合員のみなさまへは、後ほど「被告準備書面（1）」を印刷して、お配りします。

みなさまの御協力をお願いします

随時 組合員の加入を行っております。

HP アドレスは <http://www.fdxunion.com>

メールアドレスは fdxunion@fdxunion.com